



# ねりまの文化財

## 特集

### 平成七・八年度練馬区指定・登録文化財

練馬区では、昭和六一年に練馬区文化財保護条例を施行し、かけがえのない文化遺産を保護してきました。平成九年三月現在で、条例に基づく指定文化財は二件、登録文化財は一二件になりました。

今回は『ねりまの文化財 特集号』として、平成七年度と八年度の指定・登録文化財を紹介します。

なお、各文化財をご覧になるときは、所有者や近隣の方々のご迷惑にならないようご注意ください。文化財によっては公開されていないものもありますので、ご注意ください(公開されていないものについては、特記してあります)。

#### 平成八年二月指定・登録(七年度)

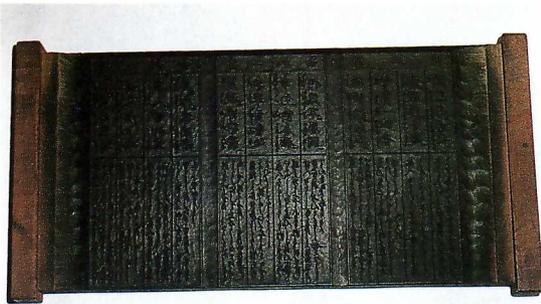
ほんじゅういん  
本寿院のみくじ道具(一括)

登録有形民俗文化財

●所在地 早宮二二六 本寿院

●みくじ箱、みくじ箆筒、版木箆筒からなるみくじ道具一式で、版木箆筒には版木一七枚がほぼ完全な姿で収納されています。本寿院は昭和二年(一九三七)まで現板橋区板橋にありました。このみくじ道具は、万延元年(一八六〇)に下板橋宿の信者により奉納されたものです。

●堂内に保管されているため、見学はできません。



△版木



みくじ箆筒▷

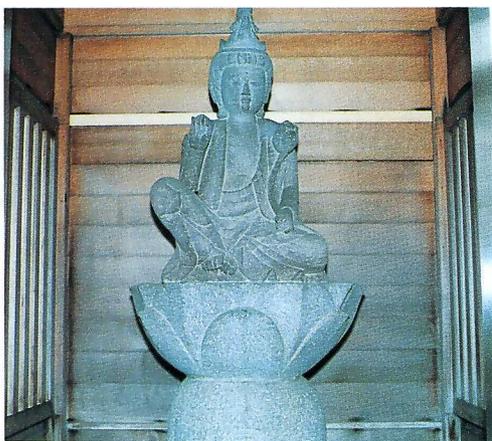
練馬区教育委員会  
生涯学習課  
(文化財係)  
☎3993-1111 内線7141  
〒176 練馬区豊玉北6-12-1



さんぼうじ さんもん  
三宝寺山門(一棟)  
登録有形文化財(建造物)

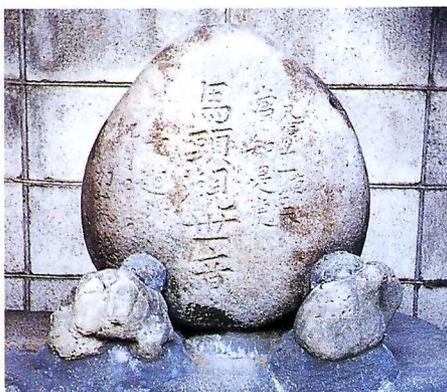
●所在地 石神井台一一一五 三宝寺  
●一間一戸、切妻造り、瓦棒銅板葺、四脚門。將軍徳川家光が鷹狩で立ち寄ったと伝えられることから、御成門ともよばれています。現在の門は、文政一〇年(一八二七)の建築と考えられ、細部絵様や彫刻に江戸後期の特徴を示しています。





きたまちしよかんのをぎどう  
**北町聖観音座像 (一基)**  
指定有形民俗文化財

●所在地 北町二一三八 北町観音堂  
●丸彫座像、像高一〇七センチメートル、総高二七〇センチメートルで、区内に残る最大の石仏です。背面に「武州河越多賀町隔夜浅草光岳宗智月參所奉新造正観音為四恩報謝也 吉天和二千戌年八月吉辰日 願主敬白」と陰刻があり、制作年が天和二年(一六八二)であることがわかります。台座には、上板橋、下練馬、赤塚、白子、河越江戸町など、板橋から川越に至る川越街道沿いの地名が刻まれており、広範囲な地域の人々から信仰されていたと考えられます。



ちからも そつべえ ばとうかんのん  
**力持ち惣兵衛の馬頭観音 (一基)**  
登録有形民俗文化財

●所在地 大泉学園町二一七―一四地先  
●最大長五〇センチメートルの河原石正面中央に「馬頭観世音」、その両脇に「當知是處 即是道場」、「天保十一庚子天 九月日 加藤惣兵衛」と陰刻されています。また、背面には「七十六秤目」と陰刻され、力石であったことがわかります。若者の力だめしの民俗に関わる力石が馬頭観音になった珍しい例で、力持ち惣兵衛と馬にまつわる伝説が所在地近辺にあります。

たかいなりいせきしゅつど きゅうせつき  
**高稲荷遺跡出土の旧石器 (四六六点)**  
登録有形文化財(考古資料)

●所在地 石神井台一―一六―三二 郷土資料室(石神井図書館地階)  
●昭和六一―六二年の桜台六一―二五、高稲荷遺跡における発掘調査の出土品の内、関東ロームⅢ層Ⅴ層より出土した頁岩を主とした石器群です。遺跡は、石神井川左岸の台地縁辺、標高約三メートルの地点に所在しています。東北地方で産する遠隔地石材である頁岩の利用は、旧石器時代の交流を示します。  
●常時展示はしていません。区内各図書館で『東京都練馬区高稲荷遺跡』(報告書)をご覧ください。



たがらようすいき ねんひ  
**田柄用水記念碑 (一基)**  
登録史跡

●所在地 田柄四―二七 天祖神社  
●天祖神社の入口右手に建てられています。かつて玉川上水より分水し、区内を流れていた田柄用水にかかわる資料で、明治二六年(一八九三)に建てられた「玉川上水分水記念碑」です。碑正面上部は「水神宮」と陰刻され、碑正面下部には練馬尋常高等小学校長五十嵐文太郎による分水工事の経緯が記されています。また、台座には水路総代、発起世話人など関係者の氏名が陰刻されています。  
●碑文は、『練馬の水系』(区教育委員会発行)に掲載されています。



平成九年三月指定・登録(八年度)

井口家文書

指定有形文化財(古文書)

所在地 関町北二一七四

井口正利氏宅(一九九〇)

関町北二一一二

井口敏氏宅(七四〇)

関町南四一五一一

井口栄一氏宅(七四〇)

旧関村の開発に関わり、江戸時代、名主などを勤めた井口家一族に伝わる旧関村の文書群です。

井口正利家に残る文書類は、寛永一六年(一六三九)から大正九年(一九二〇)までの一九点です。寛永一六年の検地帳、慶応三年(一八六七)の関木屋敷明細帳など、名主勤務に関わる文書類が伝わっています。

井口敏家に残る文書類は、享保二〇年(一七三五)から昭和三年(一九二八)までの七四点です。江戸期のものは、香具商人にかかわる文書のほか、天明四年(一七八四)の関村絵図、寛政七年(一七九五)の竹下新田筋引絵図など旧関村、竹下新田の開発に関わるものがあります。明治期は、明治一八年(一八八五)の相撲興行願、菓子卸売営業免許鑑札など地域の生活が窺える

資料が残っています。

井口栄一家に残る文書類は、元和九年(一六二二)から大正一二年(一九二二)までの七四点です。延宝二年(一六七四)の検地帳写、文化一二年(一八一四)の関村絵図、大正一二年(一九二二)の西武軌道延長速進請願書など地域の生活が窺える資料が残っています。

いづれも個人所有のため見学は出来ません。井口正利家、井口敏家の文書については、『練馬区史』などに一部が掲載されています。



井口正利氏所蔵文書

練馬区登録文化財(平成九年三月三一日現在) 有形文化財

Table listing registered cultural assets with columns for registration number, name, and location/owner.

無形民俗文化財

Table listing intangible folk cultural assets with columns for registration number, name, and holder.



井口栄一氏所蔵文書



井口敏氏所蔵文書



天明四年関村絵図

融秀阿闍梨道弥門 与二五郎 右馬五郎  
与一三郎 六郎三郎 長享二年  
奉申侍供養結衆 彦八 戊申  
弥石太郎 又二郎 十月廿九日  
右衛門四郎 助六 平次五郎 孫八 平六

▷板碑銘文



ちようきうにねん さるまちいたび  
長享二年の申待板碑 (一基)  
指定有形民俗文化財

●所在地 石神井台一―一六―三二  
郷土資料室 (石神井図書館地階)

●緑泥片岩製で、現存高九七・四センチメートル、幅三二センチメートル、厚さ二・八センチメートルの板碑です。天地の一部は欠損していますが、ほぼ完形で、枠線内に天蓋、瓔珞、種子蓮座とともに、造立趣旨、造立年月日、造立者二三名の陰刻があります。長享二年(一四八八)銘の申待板碑は、現在のところ国内では三番目に古いもので、区内唯一の申待板碑です。

●平常展のときは展示しています。

△無形文化財▽		△有形民俗文化財▽	
年度	登録番号 名称	年度	登録番号 名称
62	有民―4 弥陀三尊来迎画像板碑	61	有民―1 北町聖観音座像
			有民―2 北町聖観音座像
			有民―3 北町聖観音座像
			有民―4 北町聖観音座像
			有民―5 北町聖観音座像
			有民―6 北町聖観音座像
			有民―7 北町聖観音座像
			有民―8 北町聖観音座像
			有民―9 北町聖観音座像
			有民―10 北町聖観音座像
			有民―11 北町聖観音座像
			有民―12 北町聖観音座像
			有民―13 北町聖観音座像
			有民―14 北町聖観音座像
			有民―15 北町聖観音座像
			有民―16 北町聖観音座像
			有民―17 北町聖観音座像
			有民―18 北町聖観音座像
			有民―19 北町聖観音座像
			有民―20 北町聖観音座像
			有民―21 北町聖観音座像
			有民―22 北町聖観音座像
			有民―23 北町聖観音座像
			有民―24 北町聖観音座像
			有民―25 北町聖観音座像
			有民―26 北町聖観音座像
			有民―27 北町聖観音座像
			有民―28 北町聖観音座像
			有民―29 北町聖観音座像
			有民―30 北町聖観音座像
			有民―31 北町聖観音座像
			有民―32 北町聖観音座像
			有民―33 北町聖観音座像
			有民―34 北町聖観音座像
			有民―35 北町聖観音座像
			有民―36 北町聖観音座像
			有民―37 北町聖観音座像
			有民―38 北町聖観音座像
			有民―39 北町聖観音座像
			有民―40 北町聖観音座像
			有民―41 北町聖観音座像
			有民―42 北町聖観音座像
			有民―43 北町聖観音座像
			有民―44 北町聖観音座像
			有民―45 北町聖観音座像
			有民―46 北町聖観音座像
			有民―47 北町聖観音座像
			有民―48 北町聖観音座像
			有民―49 北町聖観音座像
			有民―50 北町聖観音座像
			有民―51 北町聖観音座像
			有民―52 北町聖観音座像
			有民―53 北町聖観音座像
			有民―54 北町聖観音座像
			有民―55 北町聖観音座像
			有民―56 北町聖観音座像
			有民―57 北町聖観音座像
			有民―58 北町聖観音座像
			有民―59 北町聖観音座像
			有民―60 北町聖観音座像
			有民―61 北町聖観音座像
			有民―62 北町聖観音座像
			有民―63 北町聖観音座像
			有民―64 北町聖観音座像
			有民―65 北町聖観音座像
			有民―66 北町聖観音座像
			有民―67 北町聖観音座像
			有民―68 北町聖観音座像
			有民―69 北町聖観音座像
			有民―70 北町聖観音座像
			有民―71 北町聖観音座像
			有民―72 北町聖観音座像
			有民―73 北町聖観音座像
			有民―74 北町聖観音座像
			有民―75 北町聖観音座像
			有民―76 北町聖観音座像
			有民―77 北町聖観音座像
			有民―78 北町聖観音座像
			有民―79 北町聖観音座像
			有民―80 北町聖観音座像
			有民―81 北町聖観音座像
			有民―82 北町聖観音座像
			有民―83 北町聖観音座像
			有民―84 北町聖観音座像
			有民―85 北町聖観音座像
			有民―86 北町聖観音座像
			有民―87 北町聖観音座像
			有民―88 北町聖観音座像
			有民―89 北町聖観音座像
			有民―90 北町聖観音座像
			有民―91 北町聖観音座像
			有民―92 北町聖観音座像
			有民―93 北町聖観音座像
			有民―94 北町聖観音座像
			有民―95 北町聖観音座像
			有民―96 北町聖観音座像
			有民―97 北町聖観音座像
			有民―98 北町聖観音座像
			有民―99 北町聖観音座像
			有民―100 北町聖観音座像

△名勝▽		△天然記念物▽		△史跡▽	
年度	登録番号 名称	年度	登録番号 名称	年度	登録番号 名称
8	名―1 牧野記念庭園	63	天―1 練馬白山神社の大ケヤキ	8	史―10 千川家の墓
			天―2 井頭のヤナギ		
			天―3 カタクリ群落		
			天―4 八の釜の湧き水		
			天―5 内田家の屋敷林		
			天―6 練馬東小学校のソ		
			天―7 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―8 井頭のヤナギ		
			天―9 カタクリ群落		
			天―10 八の釜の湧き水		
			天―11 内田家の屋敷林		
			天―12 練馬東小学校のソ		
			天―13 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―14 井頭のヤナギ		
			天―15 カタクリ群落		
			天―16 八の釜の湧き水		
			天―17 内田家の屋敷林		
			天―18 練馬東小学校のソ		
			天―19 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―20 井頭のヤナギ		
			天―21 カタクリ群落		
			天―22 八の釜の湧き水		
			天―23 内田家の屋敷林		
			天―24 練馬東小学校のソ		
			天―25 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―26 井頭のヤナギ		
			天―27 カタクリ群落		
			天―28 八の釜の湧き水		
			天―29 内田家の屋敷林		
			天―30 練馬東小学校のソ		
			天―31 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―32 井頭のヤナギ		
			天―33 カタクリ群落		
			天―34 八の釜の湧き水		
			天―35 内田家の屋敷林		
			天―36 練馬東小学校のソ		
			天―37 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―38 井頭のヤナギ		
			天―39 カタクリ群落		
			天―40 八の釜の湧き水		
			天―41 内田家の屋敷林		
			天―42 練馬東小学校のソ		
			天―43 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―44 井頭のヤナギ		
			天―45 カタクリ群落		
			天―46 八の釜の湧き水		
			天―47 内田家の屋敷林		
			天―48 練馬東小学校のソ		
			天―49 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―50 井頭のヤナギ		
			天―51 カタクリ群落		
			天―52 八の釜の湧き水		
			天―53 内田家の屋敷林		
			天―54 練馬東小学校のソ		
			天―55 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―56 井頭のヤナギ		
			天―57 カタクリ群落		
			天―58 八の釜の湧き水		
			天―59 内田家の屋敷林		
			天―60 練馬東小学校のソ		
			天―61 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―62 井頭のヤナギ		
			天―63 カタクリ群落		
			天―64 八の釜の湧き水		
			天―65 内田家の屋敷林		
			天―66 練馬東小学校のソ		
			天―67 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―68 井頭のヤナギ		
			天―69 カタクリ群落		
			天―70 八の釜の湧き水		
			天―71 内田家の屋敷林		
			天―72 練馬東小学校のソ		
			天―73 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―74 井頭のヤナギ		
			天―75 カタクリ群落		
			天―76 八の釜の湧き水		
			天―77 内田家の屋敷林		
			天―78 練馬東小学校のソ		
			天―79 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―80 井頭のヤナギ		
			天―81 カタクリ群落		
			天―82 八の釜の湧き水		
			天―83 内田家の屋敷林		
			天―84 練馬東小学校のソ		
			天―85 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―86 井頭のヤナギ		
			天―87 カタクリ群落		
			天―88 八の釜の湧き水		
			天―89 内田家の屋敷林		
			天―90 練馬東小学校のソ		
			天―91 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―92 井頭のヤナギ		
			天―93 カタクリ群落		
			天―94 八の釜の湧き水		
			天―95 内田家の屋敷林		
			天―96 練馬東小学校のソ		
			天―97 練馬白山神社の大ケヤキ		
			天―98 井頭のヤナギ		
			天―99 カタクリ群落		
			天―100 八の釜の湧き水		

にしおおいずみ いなり じんじゃほんでん  
西大泉の稻荷神社本殿

(一棟)

登録有形文化財(建造物)

●所在地 西大泉五一一 稲荷神社

●一間社、流造り、銅板葺きで、覆屋に

納まる小祠な本殿です。棟札が残り、

表に「奉上棟當社造管成就之伎 小美

濃定五郎 乙丑 元治二年二月吉辰

大工當村大下 藤原利重(花押)」と

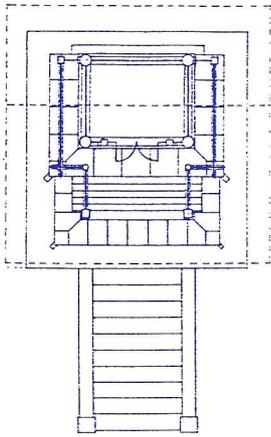
あり、元治二年(一八六五)の建築で

あることがわかります。豊富な彫刻、

渦紋の大きさなどに幕末の特徴が見ら

れます。

●一般公開はされていません。



あみだし ふ がね  
阿弥陀寺の伏せ鉦(一口)

登録有形文化財(工芸品)

●所在地 練馬一四四 阿弥陀寺

●江戸の有名な鋳物師西村和泉守政時の

天明八年(一七八八)の作品で、最大

径二四・六センチメートル、高さ九・

九センチメートル、重さ四・五三キロ

グラム、金銅製、鋳造の敲き鉦です。

円盤形で、底部は広がりを持ち、底面

には三つの脚が、胴部には両耳が付い

ています。

●一般公開はされていません。



底面

こんじょういん しょういんじまう  
金乗院の朱印状(九点)

登録有形文化財(古文書)

●所在地 錦二一四 金乗院

●徳川将軍家が金乗院に寺領一八石九斗

を安堵した朱印状です。慶安二年(一

六四九)の家光朱印状をはじめ、綱吉、

吉宗、家重、家治、家斉、家慶、家定、

家茂の朱印状が一括して漆塗りの御朱

印箱に納められています。徳川将軍家

の寺領安堵朱印状として、まとまって

残る区内唯一のものです。

●一般公開はされていません。



徳川家光朱印状



せんかわけ はか  
千川家の墓(一か所)

登録史跡

●所在地 北町二一八 阿弥陀堂

●千川上水の開さく、管理に関わった千

川家の墓所です。千川家は、元禄九年

(一六九六)、初代徳兵衛の時に上水

開さくの功により名字、帯刀が許され、

三代源蔵の時に下練馬村に居をかまえ

ました(現在の北町)。三代源蔵、四

代善蔵、五代仙輔、六代民蔵、七代右

保などの墓が建っています。



丸山東遺跡出土の木製品

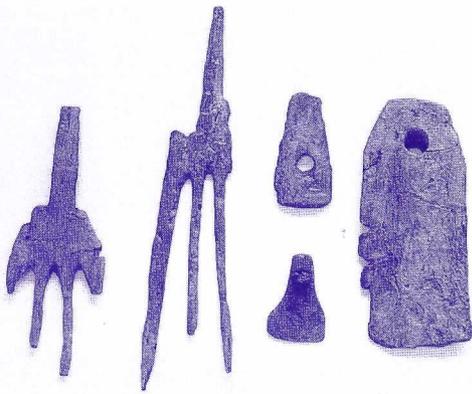
(六九点)

登録有形文化財(考古資料)

●所在地 石神井台一―一六―三二 郷土資料室(石神井図書館地階)

●東京外かく環状道路建設に先立ち、昭和六三年から平成三年にかけて発掘調査が行われた丸山東遺跡(大泉町三丁目)から出土した木製品です。鋤・鍬等の農耕具、杓子・くり物等の生活用品、梯子・扉等の建築部材などで、弥生時代末から古墳時代初頭のものと考えられます。

●常時展示していません。区内各図書館で『東京都練馬区丸山東遺跡Ⅲ』(報告書)をご覧ください。



農耕具

中宮遺跡出土の小型壺形土器

(一二点)

登録有形文化財(考古資料)

●所在地 石神井台一―一六―三二 郷土資料室(石神井図書館地階)

●平成元年から二年にかけて発掘調査を実施した中宮遺跡(早宮三―一)の出土品です。古墳時代初頭の竪穴住居から一二個体がまとまって出土しました。高さ約八―一二センチメートル、広口、平底の形で、整形技法はハケ、ケズリ、ナデ、一部の土器には指頭圧痕が残ります。

●常時展示していません。区内各図書館で、『東京都練馬区中宮遺跡』(報告書)をご覧ください。



練馬区文化財保護条例の考え方としくみ

私たちが住む練馬区は約三万年前から人が住み始め、中世には桓武平氏の流れを引く豊島氏が石神井城に居を構え、江戸時代以降は、江戸・東京の近郊農村として練馬大根が特産物になるなど誇るべき歴史があります。

近年、急激な都市化の波の中で、伝統的な風俗や慣習は変化しつつあります。しかし、何世代にもわたる祖先の生活様式の上に現在の生活は成り立っています。文化財は我々の祖先の遺産であり、現在の文化を理解するために欠く事ができないものであり、ひいては将来の文化の創造の基礎をなすものです。

区では練馬区文化財保護条例制定により、区にとって必要なものを登録文化財に、そのうち特に重要なものを指定文化財としています。文化財の指定・登録を通じて、文化財の保護を図り、同時に区民の皆さんにその価値をお知らせするよう努めています。

文化財の指定・登録にあたって、教育委員会は調査を行い、学識経験者によって構成されている文化財保護審議会に指定・登録の諮問をします。審議会では、調査・審議し、その結果を教育委員会に答申します。答申後、文化財の所有者等

の同意を得て、教育委員会は指定・登録文化財を決定し、告示します。

指定・登録に際して所有者等の同意を必要とするのは、他の法律で所有者等に認められている諸権利との調整を図るためもありますが、所有者の方々の協力のもとに指定・登録を行い、当該文化財の保護につなげたいと考えるからです。

指定・登録された文化財は、個人等の所有、保持するものであるとともに区民にとって大切な文化遺産でもあるわけですから、その保存、活用には十分な配慮が必要です。

登録文化財の所有者等には当該文化財の適切な管理をお願いすることになり、区は所有者等に奨励金を交付します。登録文化財の保存状況に関わる必要最小限度の事項については届け出いただくことになり、保存のため必要な助言や調査を教育委員会が行うこともあります。

また、指定文化財の現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為を行う場合、教育委員会に届け出が必要であるなど、所有者と協力して区が保護を進めて行きます。保存のため行われる修理などには、経費補助の制度があります。

せきとうろくめんろくじぞう  
石幢六面六地藏(一基)

登録有形民俗文化財

●所在地 石神井町五十一 九 禅定院  
●享保元年(一七一六)の銘がある、区内では類例の少ない笠付石幢六面六地藏で、総高八〇センチメートルです。六角柱の各面に地藏が一体ずつ浮き彫りされ、各地蔵の持物は、数珠、宝珠、幢、傘、錫杖、合掌です。また、台石正面に「武勳豊嶋郡下石神井村 奉造立地藏菩薩 講中二世安楽處 享保元丙申歳十月廿四日」の陰刻があり、台石両側面には願主の氏名が刻まれ、当時の地域の信仰の様子が窺われます。



おりべとうろう  
織部燈籠(一基)

登録有形民俗文化財

●所在地 石神井町五十一 九 禅定院  
●総高二二六センチメートル、石造。竿上部にくびれをもつ、寛文一三年(一六七三)銘の織部型の燈籠です。正面に長衣姿の立像が彫られ、背面に「奉祈供養石燈籠為惣檀那逆修菩提也」、「導師法蓮社 常誉上人」、「願主西誉真念 富誉唯真 念誉道順」、「寛文十三年癸丑天 十月朔日」と造立趣旨、願主、造立年月日などが陰刻されています。区内で古い部類の燈籠であるとともに、数少ない織部型燈籠です。



まきの きねんていえん  
牧野記念庭園(一か所)

登録名勝

●所在地 東大泉六一三四  
●植物学者牧野富太郎が大正一五年(一九二六)から昭和三年に亡くなるまで住んでいた居宅跡で、昭和三年より区立公園となりました。牧野が発見命名したスエコザサをはじめ、ヘラノキ、センダイヤザクラなど三四〇種余の植物が園内に成育し、記念館には植物標本、著書、顕微鏡など牧野の愛用品が展示されています。また、書斎が覆屋内に保存、公開されています。



スエコザサ(手前)とその碑



書斎

ねりまひがししょうがっこう  
練馬東小学校のフジ(一株)

指定天然記念物

●所在地 春日町一三〇  
練馬東小学校校庭南西隅  
●区内最大のフジで、主幹の根元付近の最大径は約一メートルを測ります。成育は良好で、毎年華麗な花房をつけます。板橋区成増町の並木周蔵氏宅に植えられていたものが、その後、兎月園(かつて旭町三丁目付近にあった遊園地)に移され、さらに練馬東小学校設立(昭和三六年)の際に記念樹として移植された旨、脇の記念碑に記されています。  
●見学のための立ち入りは学校受付に申し出て下さい。

